

城陽市立富野小学校いじめ防止基本方針

城陽市立富野小学校

1 はじめに

(1) 「いじめ」の定義

文部科学省調査において、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 「いじめ」に係る学校の方針について

- ア いじめは決して許されないことであるが、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるので、教職員はいじめについての理解と人権感覚を日々養っていく。
- イ 学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図っていく。
- ウ いじめにピークがあるという考え方ではなく、どの子どもにも起こりうること、「暴力を伴わないいじめ」と「暴力を伴ういじめ」があることを十分理解して、日々の指導を充実していく。

(3) 「いじめ」の特徴

- ア いじめの動機が感覚的なものであることが多い。
- イ いじめることが遊び半分に行われ、加害者にうしろめたさや罪の意識が弱い。
- ウ 親や教師に見えにくい場面で起こり、深刻な事態に発展するまで放置される。
- エ 集団で行われ、それを見ている周囲の子どもが加勢したり、傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化する。
- オ 特別な問題行動の見られない子どもの間でも発生しており、いわゆる「いじめの一般化」が進行している。
- カ いじめる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感からいじめる場合がある。
- キ 観衆（はやし立てたり、おもしろがったりする人）、傍観者（黙認し、知らん顔している人）にもいじめの制止行動が期待できない以上、味方にはならず、いじめの被害者は、さらに孤立を深めることになる。
- ク 以前いじめられていた側がいじめる側になることもある。

(4) 「いじめ」の態様

(手段によるいじめ)

- ① 言葉での脅し
- ② 冷やかし・からかい
- ③ 持ち物隠し
- ④ 仲間はずれ
- ⑤ 集団による無視
- ⑥ 暴力を振るう
- ⑦ たかり
- ⑧ お節介・親切の押し付け
- ⑨ その他

(動機によるいじめ)

- A 怒りや憎しみからのいじめ
- B うっ憤晴らしからのいじめ
- C 性格的な偏りからのいじめ
- D 関心を引くためのいじめ
- E 隠された楽しみのためのいじめ
- F 仲間に引き入れるためのいじめ
- G 違和感からのいじめ
- H その他

(構成によるいじめ)

I 単独→II 数名→III 大勢

(5) 「いじめ」を許さない日常的な指導の充実

- ア いじめている児童に対しては、毅然とした指導が必要になる。
- イ いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ウ 児童一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要になる。

本校では、上に示す日常的な指導がより効果的に進められるよう、「富野小学校いじめ防止基本方針」を策定し、以下に記す具体的な取組を全教職員共通理解のもとに、学校全体で組織的に推進するものである。

2 城陽市立富野小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について

(1) 児童対応連絡会（＊校務分掌表参照）

生徒支援主任・教育相談主任・学び生活アドバイザー・スクールカウンセラー

3 未然防止のための取組

(1) 未然防止の考え方

- ア あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前に働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。
- イ 未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

(2) 主に教師に求められること

ア 生徒指導の3機能を生かした授業づくり

*別紙「3機能を生かした授業づくりを参考」

イ わかる授業づくりをすすめる。

(ア) すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

(イ) 授業を担当する教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置付ける。

(ウ) 授業中の規律について交流し、学校として揃えていくべき事柄を考える。

(富野小学校 授業のやくそく)

ウ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をなくす。

児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることにつながる。

エ 心の教育の充実

(ア) 道徳教育の推進 (*道徳年間指導計画を参考)

(イ) 情報モラルについての指導を進め、「ネット上のいじめ」などの問題についても、指導の充実を図る。

(3) 家庭・地域連携について

学校の方針、指導計画等の情報について、日頃より、家庭や地域へ積極的に公開し、保護者や地域住民の理解を得るようにする。

(4) 主に児童にはぐくむこと

ア 「居場所づくり」を推進する。

(ア) 「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童の居場所になるようにしていくこと。様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないよう安心感をもたせることが重要になる。

(イ) 児童が安心感を得るために、授業改善、授業の見直しから始めていくことが必要になる。

イ 「絆づくり」を推進する。

(ア) 「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」をすすめているという前提のもとで、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。子ども同士が一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、「絆づくり」を行うのはあくまでも子ども同士になる。

(イ) 教師が直接に「絆づくり」に関与することや、直接に「自己有用感」を与えることはできない。しかし、そのための「場づくり」が必要になる。

(ウ) 全員の子どもの「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠であり、組織的・計画的な働きかけが必要になる。

(I) 「自己有用感」を高めるために、本校では「異年齢の交流活動」を中心に行っていく。

(5) いじめ未然防止の取組

・いじめアンケート & 個人面談（年2回）

・児童理解研修

- ・人権週間の取組
- ・教育相談
- ・スクールカウンセリング

(6) 双方向の地域連携

- ・ハートフルハローデーの取組（PTA）
- ・見守り隊によるあいさつ運動

4 早期発見の取組

(1) 早期発見の基本について

ア 児童のささいな変化に気付く。（早期発見チェックポイント参照）

今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行う、積極的に活用することが大切になる。一人一人の児童の様子を常に把握しておく必要がある。

（ア）学校生活や学習面からの様子を知る。

（イ）保健室の様子を知る。

（ウ）家庭での様子、地域の通学時の様子等を知る。

イ 気づいた情報を確実に共有する。

日常的・学年会・ブロック会・3部会等で報告・連絡・相談・確認を常にする。

ウ 情報に基づき速やかに対応する。

個人ではなく、組織的に対応する。

(2) 早期発見チェックポイント

〈個人〉

□遅刻・欠席が増える。

□時刻ぎりぎりでの登校が目立つ。

□表情がさえず、うつむき加減。

□出席確認の時、声が小さい。

□頭痛や腹痛などの訴えが頻繁にある。

□筆圧が弱くなる。

□一人で帰宅する。

□日記・作文・絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。

□休み時間はトイレなどに閉じこもる。また、遅れて教室に入ってくる。

□その児童を褒めると、クラスの他児童があざけたり、しらけたりする。

〈集団〉

□授業中、正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに野次がとんだり、その意見が意図的に支持されない。

□物が壊されたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。

□授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している。

- いすや机が壊されたり、所持品や机などに落書きをされたりする。
- 特定の児童の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋周辺をうろついたりする。
- 褒められた児童に対して、後から非難されることがある。
- 頼み事をすると、特定の児童の名前がふざけ半分でいつも出てくる。
- 今までのグループから外れて、一人ポツンとして、沈みがちにいる。
- 「ばい菌」「○○菌」などと人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ。

〈家庭のチェックポイント〉

- ケータイのメールを気にする。
- 「ただいま」の声が低い。元気がない。
- 服が汚れている。
- 物をよくなくす。
- ノートや教科書に落書きがある。
- カバンやランリュックにキズやよごれがついている。
- おこづかいの減り方が速くなる。
- 学校で必要なものを自分の分だけでなく、二・三人分準備し持って行こうとする。
- 朝、微熱、吐き気、だるさなどを訴えて登校をしぶる。
- 不調を訴える日は、特に特定の曜日だとか月初めといった特徴がない。
- 家でいろいろすることが多い。
- 夜、安眠できていない。
- 顔や背中、太ももにあざがある。
- 手のひらやからだにマジックでいたずら書きをされている。髪を切られる。
- カバンやうわぐつの中に悪口や中傷するメモ・ゴミが入っている。
- 食欲がなく、元気もない。
- 学校でのできごとの会話が少なくなる。

(3) 早期発見に向けて教師に求められる力

- ア 人権侵害を鋭く見抜き、苦悩する児童のいじめのサインを見逃すことなく敏感にとらえ、児童と保護者の信頼に応えられる資質・能力を向上させるよう研修に努める。
- イ 児童がいじめを受けた時のつらさを打ち明けることができるよう、平素から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ウ 授業や学級での様子はもとより、休み時間や放課後、清掃時間などあらゆる機会をとらえ、積極的に児童と触れ合い、学校全体で、児童の心を受け止められるようにし、日頃から児童が発する心のサインを見逃さないようアンテナを張る。
- エ 養護教諭と保健室の役割や機能を踏まえた上で、来室状況や保健室での具体的な様子と学級での様子を常に交流し、児童理解を深め、授業改善を図っていく。
- オ スクールカウンセリングや教育相談を効果的に活用することなどを通して、相談機能の充実に努める。

- 力 いじめの兆候や訴えがあったときは、じっくり話を聴き、何よりも苦しみやつらさと心理的圧迫感を親身になって受け止め、気持ちに寄り添いながら指導・援助する。
- キ いじめを知った教師が一人だけで何とかして解決しようとするのではなく、全教職員の共通理解の下、校長を中心にして組織的にいじめの解消に取り組む。
- ク 常に学年やブロックでの情報交換を絶やさないようにし、些細な事でも自然に共有できる関係性を構築していく。

5 早期対応の取組（＊「いじめ対応マニュアル」参照）

(1) 組織的な対応について

- ア いじめの対策のための「児童対応連絡会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。
- イ いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までこの「組織」が責任を持つ。
- ウ 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守る。
- エ 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会、児童相談所とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- オ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- カ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、城陽市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行うことになる。
- キ 個々の事案に柔軟かつ適切な対応が必要になる。一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

(2) 被害者の安全確保と継続指導

- ア いじめが発生した時は、いじめられた児童から目を離さず、仕返しの不安を払拭するなど、身体的・精神的な安全の確保に全力を注ぐことを最優先する。
- イ いじめが完全になくなるまで注意深く徹底した指導をし、継続して十分な注意を払い、いじめられている児童を学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

(3) 加害者や周囲の児童への指導

- ア いじめへの毅然とした初期対応により、いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではないということを理解させる指導を徹底する。
- イ いじめの非人間性に気付かせることも大切である。被害者の身体的・精神的苦痛を共感的に受け止めさせ、生命尊重と人権尊重の精神を理解させる。

- ウ いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み取る。
- エ いじめる側に不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少くない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童の生活を見ることでいじめの未然防止にもつないでいく。
- オ いじめる側のいじめに至る状況を把握し、孤立させることなく、自分の行動について反省を促すとともに、許されないことであることが自覚できるまで指導を徹底する。

(4) 生命の大切さの徹底

- ア すべての児童に対して、生命や人権の大切さについての指導や生きる力をはぐくむ指導を改めて徹底する。
- イ 児童の自殺を食い止めるためのあらゆる手立てを講じなければならない。その際、絶対に死んではいけないこと、死にたいと思ったらその思いを周囲の人に打ち明けること、また電話やメールによる相談もできることを児童一人一人に徹底する。

(5) 児童自ら解決できる力の育成

児童がもつ正義感や浄化機能を高め、正義がいきわたる学校、学級づくりに努め、児童自らがいじめの問題の解決に取り組むよう指導することで、同様の事態が再発することの未然防止につなげる。

(6) 「ネット上のいじめ」に関する指導

- ア 早期発見に向けて、子どもとインターネットや携帯サイトとの関わり方を理解し、困った時に周りの大人に相談できる環境づくりや、子どもたちの交友関係の把握をする。
- イ いじめ発見時は、事実関係を確認し、いじめられた児童の保護を最優先し、心のケアに配慮する。他にも同様の情報が公開されていないか調査し、当該情報を保存した上で削除が必要と判断される場合は、管理者やプロバイダ等へ削除依頼を行う。
- ウ いじめの解消に向けて、その背景に従来のいじめがあることも想定しながら内容に関連する問題事象や問題行動について調査し、いじめた子どもへの指導を含め迅速かつ適切に対応する。
- エ 未然防止に向けて、豊かなコミュニケーション能力の育成や情報教育、道徳教育、人権教育の内容との関連を踏まえ、発達の段階に応じた情報モラルに関する指導を徹底するとともに、トラブルから自分自身を守るために必要な知識、インターネットや携帯電話利用のマナーやルールなど保護者とも協力して指導する。

令和6年(2024年)4月1日